

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

売買契約/購買契約の注意事項

売買契約又は購買契約の締結前、取引相手を慎重に選択し、其の取引信用、評価等を理解するほか、売買関係について：損害賠償、瑕疵、契約の解除/終了等の法令規定についても初歩的な理解があつて始めて、双方の権利、義務を契約内にて予め詳細な規範を設けることができ、契約履行の助力となる。更に、後々争議又は違約状況が発生した場合、損害を最小限に止め、企業自身の權益を確保することができる。この他、現在 OEM/ODM 製造委託産業が発達の時代において、売買取引詳細の他、特許技術、営業秘密等の機密保護についても亦、詳細な規範を加えることにより、商業機密漏洩の損害を避けることができる。

一、 機密保持義務部分

1. 機密保持協定の締結(Non-Disclosure Agreement)

内容は下記のものを含む：

(1) 機密保持範囲

双方約定に基づき機密保持の内容は、形式、範囲、実体サンプル、書面、図面等の形式及び取引内容、生産技術、材料配分、営業秘密、know-how 等の資料を含むことが出来、争議を避けるため、これらの資料が機密資料であると明示しなければならない。

(2) 機密保持期間

機密性質によって異なる。通常、機密保持期間は機密保持期限の満期又は期限前における終止又は契約解除後 X 年と約定することができるが、合理的な期間でなければならない。

(3) 違約の損害賠償範囲

双方が自ら違約時の損害賠償範囲、金額等を約定することができる。例：懲罰性の違約金等。

2. 営業秘密法関係規定

(1) 営業秘密の定義(第 2 条)

秘密性、価値性並びに既に合理的な機密保持措置の採られている方法、技術、製造過程、配合、プログラム、設計又はその他生産、販売又は経営に用いることのできる情報

(2) 他人の営業秘密侵害の法律責任

I. 民事責任：損害賠償請求：(第 12 条)、以下から一つ選択し、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

請求する(第 13 条)

- A. 受けた損害及び損失の利益
- B. 侵害者が侵害により得た利益
- C. 侵害行為が故意である場合、裁判所は賠償金額を証明されている損害額の 3 倍まで加重することができる

II. 刑事責任

A. 罰則：(第 13-1 条)

5 年以下の有期懲役又は拘束、新台幣ドル百萬元以上一千萬元以下の罰金を併せて科すことができる。仮に犯罪行為者所得の利益が一千萬元を超過しているとき、所得利益の 3 倍以内の罰金額を加重することができる。

B. 国外加重条款：(第 13 条-2)

本国国内にて上記違法行為の後、意図的に国外、中国大陸又はマカオ地区にて使用した場合、1 年以上 10 年以下の有期懲役、新台幣ドル三百萬元以上五千萬元以下の罰金を併せて科すことができる。

仮に犯罪行為者所得の利益が五千萬元を超過している場合、所得利益の 2-10 倍以内の罰金を加重することができる。

C. 両罰規則：(第 13 条-4)

処罰行為人を除き、仮に法人の代表者、代理人、被雇用者又はその他従業員が、業務執行により前述の罪を犯した場合、該法人についても亦該条の罰金を科す。ただし法人が犯罪の発生防止行為について努力している場合、罰は与えられない。

二、 売買取引部分

1. 主要の売買契約に関して、其の注意要点は下記のものがある：

(1) 売買契約成立時点

民法第 345 条規定に基づき「当事者は標的物及び其の価格に相互同意のとき、売買契約は成立する」、不要式行為の規範観点を採用。ただし多くの取引詳細、金額について、双方当事者の権益について最もよい防護方法は、書面方式を採用することであり、権

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

利、義務関係の詳細を契約書中に規定することである。

- (2) 取引相手

会社/商号の場合、主管機関登記を行った後、初めて合法的な会社を設立することができる(会社法第6条)。従って、最新の履歴事項全部証明書を提供することを求めることによって、会社責任者及び社印を確認することができる。
- (3) 契約印/代表者の授権権限

契約締結のとき、履歴事項全部証明書条の同一会社の大小印鑑を使用しなければならない。仮に他人に代表締結を授権する場合、後の紛争回避のため、会社の授権書を要求しなければならない。
- (4) 準拠法の約定

仮に当事者一方が外資企業の場合、双方の法令規定の認知について差異が有る。そのため、涉外民事適用法第20条規定に基づき、売買契約行為により発生する債務関係について、当事者の意思により自ら適用する法律を決定することができる。例として熟知している本国の法律または契約履行地の法律等を以って、要件の成立及び効力の法律関係を確定する。
- (5) 商務仲裁の約定(仲裁法第1条)
 - I. 訴訟手続は比較的長時間となるため、当事者は契約により発生する争議の仲裁方式を約定し、仲裁解決に提供することができる。仲裁判断は裁判所確定判決と同様の効力且つ拘束力を有するため、費用を抑えられるだけでなく、訴訟時間の短縮にも繋がる。
 - II. **仲裁協議は書面を以って行う**、その内容には以下の内容が含まれる：仲裁地、仲裁形式、仲裁法と仲裁の手続、仲裁費用の負担。
- (6) 損害賠償の約定
 - I. 損害賠償は、法律に別の規定がある、または契約に別に定められている場合を除き、債権者が受けた損害及び損失の利益の補填のみに限る(民法第216条)
 - II. 当事者は、債権者が債務を履行しないとき、違約金を支払わなければならないと約定することができる。(民法第250条)
- (7) 瑕疵担保責任-販売者の法定無過失責任
 - I. 物品の瑕疵

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

- A. 販売者は買受人担保購買目的物の価格、品質又は効用について瑕疵担保責任を負わなければならない。(民法第 354 条)
- B. 効力：一つを選択し、行使する(民法第 359、364 条)
価格減少、契約解除、損害賠償、別に交付される無瑕疵の物品
- C. 除斥期間の適用(民法第 365 条)
買受人が物の瑕疵により、契約の解除又は代金の減少を請求することができる場合、其の解除権又は請求権は、買受人が第 356 条規定に基づき通知を行った後、六ヶ月不行使又は者を交付したときから 5 年を経過した時点で消滅する。

II. 権利の瑕疵

- A. 販売者は第三者売買の目的物について、買受人に対して如何なる権利も主張することができないと担保しなければならない(民法第 349 条)。
 - 販売者は製品、パーツの設計及び製造並びに如何なる特許、その他知的財産権又は其の第三者の所有権を侵害していないと保証する。
- B. 効力(民法第 353 条)
販売者は権利の瑕疵担保規定所定の義務を履行しない場合、買受人は債務不履行の規定により、其の権利を行使することができる。売買契約を解除でき、併せて損害賠償、違約金を請求することができる。
- C. 無除斥期間の適用(最高法院 91 年度台上字第 1029 號判決)

(8) 契約解除権/契約終止権

I. 定義

- A. 契約の解除とは、当事者一方の解除権の行使により、契約の効力を、契約のときまで遡って消滅させる意思表示のことを指す。
- B. 契約の終了とは、当事者が終止権を使用し、継続の契約関係を将来において一方的に消滅させるとの意思表示のことを指す。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

II. 行使

- A. 継続性、長期性の契約関係、終止権の行使。例：家賃、請負、雇用契約
- B. 一時性契約、一回だけの給付を必要とし、契約債務の履行を即時完了することができる。ただし契約の終了規定は適用することができず、「契約の解除」のみ行うことができる。例：一般売買関係
- C. 長期性の購買/売買契約、其の内の個別注文は一時性契約に属し、一回のみの給付が必要となり、解除権が行使される。ただし、主要の売買契約は長期性の契約関係に属するため、終止権を行使することができる。

III. 法定解除権

- A. 事由
 - a 債務不履行の状況
給付の遅延(民法第 254 条)、給付不能(民法第 256 条)、不完全な給付(民法第 227 条)を含む
 - b 売買目的物に権利/物の瑕疵がある等の状況
- B. 行使
 - a 解除権の行使は、他方当事者に対して意思表示を行わなければならない(民法第 258 条)
 - 書面通知により相手方に契約解除の意思を表示することが望ましい。
 - b 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨害しない(民法第 260 条)
- C. 消滅
解除権を有する人は、自己の責めに帰すことができる事由により、其の受領した給付物が破損、滅失又はその他事情により返還が不可能になった場合、解除権は消滅する。加工又は改造により、受領した給付物をその他種類に変造した場合も亦、同様である(民法第 262 条)。

IV. 自ら定める解除/終止権

当事者は自ら契約の解除/終止事由を約定することができる。
例：

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

- A. 契約義務の違反
- B. 財務/運営問題
- C. 不可抗力事由
- D. 任意の期限前における契約終止権
- V. 終止権行使後、当事者の権利義務関係
 - 契約に別の規定がある場合を除き、如何なる原因による契約の終止は、影響のない当事者一方が契約終了時に義務を負わなければならない。
- (9) その他条款の約定
 - I. 契約の修正、変更条款約定
 - 契約の修正、変更は書面を以って行われ、双方の合意による署名を経た後、初めて効力を発揮する。
 - II. 不可抗力事由と免責約定
 - A. 台風、地震等の自然災害、戦争又はその他予期することのできない事情等を含むが、この限りではない
 - B. 免責約定
 - a 債務者の責めに帰すことができないにより、給付不能となった場合、債務者の給付義務は免除する。(民法 225 条第 1 項)
 - b 当事者双方の責めに帰すことができない事由により、一方の給付の全てが不能となる場合、他方は反対給付の義務を免除することができる(民法第 266 条第 1 項)。
 - III. 権利義務の譲渡制限/約定同意
 - 別に約定がある場合を除き、原則上他方当事者の同意を得る前に、当事者間の信頼基礎を以って、任意で契約上の権利義務を譲渡してはならない。
 - IV. 本契約優先適用約定
 - V. 約定の通知義務条款

2. 個別売買契約に関する-注文書、其の注意要点：

- (1) 注文書形式と内容
- (2) 取引方式の約定、例：
 - 一般/緊急注文、注文書修正、注文書の指定権利責任単位と責任

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

- 者の署名処理
- (3) 売り方の貨物引渡し方式/義務
- I. 貨物引渡しの内容、数量、期限、地点、運送方式/費用負担等は売買契約/個別注文書の規定に基づき行われる必要がある
 - II. 買い方目標物の送達方法に関して、特別な指示があり、供給業者が緊急ではない原因により、其の指示に違反した場合、買い方がそれにより受けた損害について、損害賠償責任を負わなければならない(民法第 376 条)。
- (4) 買い方の受領方式/義務
- I. 検査通知義務(民法第 356 条)
買い方は物の性質に応じて、通常手続きにより簡易検査から受領する物に、仮に売り方が担保責任を負わなければならない瑕疵が発見された場合、即売り方に通知しなければならない。
 - II. 貨物代金支払い義務
- (5) 遅延
- I. 遅延効力(民法 229 条)
 - A. 給付に確定の期限を定めた場合、債務者は期限満期後から遅延責任を負う。
 - B. 給付に確定の期限を定めなかった場合、債務者は債権者が給付を請求できるとき、催告を経て尚も給付しなかった場合、催告を受けたときから起算して、遅延責任を負う。
 - II. 遅延責任
 - A. 給付遅延(民法第 231 条)
債務者が遅延した場合、債権者は其の遅延によって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - B. 受領遅延(民法第 240 条)
債権者に遅延がある場合、債務者はその給付物の提出及び保管に必要な費用の賠償を請求することができる。
- (6) 違約金(民法第 250 条)
- I. 賠償性違約金
違約が発生したとき、違約金即ち損害賠償責任は一定の金額

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない

範囲内に限定する。これは損害賠償の総額予定性質である。

II. 懲罰性違約金

強制債務の履行行為目的により、確定債権の効力の所定する強制罰は、債務不履行のとき、債権者は違約金支払い請求の他、履行又は不履行の損害賠償を加重賠償責任限度にて請求することができる。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。